

令和6年度から森林環境税の課税が始まります

森林環境税について

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から創設された国税です。令和6年度から、国内に住所のある個人に対して、年額1,000円が課税され、市町村が個人住民税と併せて徴収します。森林環境税にかかる税収は、県を經由して国に払い込みます。国は、「森林環境譲与税」として自治体の人口、私有林人工林面積や林業就業者数に応じて各都道府県、市町村に配分します。

納税義務者

日本国内に住所を有する個人

※地方税法第294条第1項第2号（家屋敷均等割）に規定される「市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者」については森林環境税が課税されません。

非課税基準

以下の方については森林環境税が課税されません（町県民税均等割の非課税基準と同様）。

- ・賦課期日（1月1日）現在、生活保護法による生活扶助を受けている方
- ・賦課期日（1月1日）現在、障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下の方
- ・前年の合計所得金額が次の金額以下の方
28万円×（本人+扶養親族数）+10万円+（扶養親族がいる場合16万8千円）

税 率

年 額 1,000円 （町県民税均等割と併せて徴収されます。）

以下のとおり、震災対策事業などの財源を確保するため、地方税法の臨時特例法の施行に伴い、平成26年度から令和5年度までの10年間、臨時的に個人住民税の均等割をそれぞれ500円引き上げられていました。そのため、令和5年度から負担は変わりません。

○令和5年度までと令和6年度からの比較

| | | 令和5年度まで | 令和6年度から |
|-------|-------|----------|----------|
| 国 税 | 森林環境税 | | 1,000円/年 |
| 県 民 税 | 均 等 割 | 1,500円/年 | 1,000円/年 |
| 町 民 税 | | 3,500円/年 | 3,000円/年 |
| 計 | | 5,000円/年 | 5,000円/年 |

なお、徴収された森林環境税は、森林整備や担い手の育成・確保、木材利用の促進や普及啓発の費用に充てるため、森林環境税譲与税（地方譲与税）として地方自治体に譲与されます。